

# 持株制度に関するガイドライン

日本証券業協会

# 目 次

## I 持株制度に関するガイドライン

第1章 総則 .....	1
1. 制定の趣旨 .....	1
2. 金融商品取引業者による法令等の遵守等 .....	1
3. 定義 .....	1
第2章 従業員持株会 .....	4
1. 目的 .....	4
2. 設立 .....	4
3. 取得対象株式 .....	4
4. 会員の範囲 .....	5
5. 入会 .....	5
6. 拋出金等 .....	5
7. 拋出金額の変更 .....	6
8. 拋出の休止・再開 .....	6
9. 奨励金 .....	6
10. 事務委託料 .....	7
11. 取得方法 .....	7
12. 取得株式の管理等 .....	7
13. 配当金の取扱い .....	8
14. 現物組入れの制限 .....	8
15. 退会（再入会の制限） .....	8
16. 退会処理 .....	9
17. 一人株主 .....	9
18. 規約の変更 .....	10
第3章 拡大従業員持株会に関する特則 .....	11
1. 設立 .....	11
2. 取得対象株式 .....	11
3. 会員の範囲 .....	12
4. グループ従業員持株会 .....	12

第4章	役員持株会に関する特則	13
1.	目的	13
2.	設立	13
3.	会員の範囲	13
4.	入会	13
5.	臨時拠出金	13
6.	拠出金額の変更	14
7.	奨励金等の禁止	14
8.	実質持分の報告	14
第5章	取引先持株会に関する規則	15
1.	目的	15
2.	設立	15
3.	会員の範囲	15
4.	優越的地位の濫用の防止等	15
5.	拠出金等	15
6.	奨励金等の禁止	16
7.	議決権	16
8.	事務局	16
II	税務上の取扱い（参考）	
1.	奨励金	17
2.	配当金	17
3.	譲渡益	17
4.	その他	18

## 資料目次

1. 従業員持株制度の整備、拡大について （日証協(企)56 第 38 号 S56.5.28) .....	19
従業員持株制度の整備、拡大について （通達蔵証第 679 号 S56.6.1) .....	21
2. 「従業員持株制度」に関する取扱いについて (S46.6.4) .....	22
従業員持株制度に関する証券投資信託法上の取扱いについて （通達蔵証第 1471 号 S46.6.10) .....	23
3. 企業内容等の開示に関する取扱通達について （通達蔵証第 1002 号) .....	25
4. 従業員持株制度の運用の弾力化 （大蔵省証券局作成資料 H4.11.12) .....	26

# I 持株制度に関するガイドライン

## 第1章 総 則

### 1. 制定の趣旨

持株制度の適正かつ円滑な運営に資する観点から、金融商品取引業者が行う同制度に関する事務の取扱いについて、本ガイドラインを制定することとする。

### 2. 金融商品取引業者による法令等の遵守等

金融商品取引業者が持株制度に係る事務の取扱いを行う場合には、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令及び関係諸規則を遵守するとともに、本ガイドラインに沿って、その取扱いを行うものとする。

### 3. 定義

本ガイドラインにおける次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### ・持株制度

次に掲げる組織において、金銭を拠出し会社の株式を取得する仕組みをいう。

#### ① 従業員持株会

会社の従業員（当該会社の子会社等の従業員を含む。）が、当該会社の株式の取得を目的として運営する組織をいう。

#### ② 拡大従業員持株会

非上場会社の従業員が、当該非上場会社と密接な関係を有する上場会社の株式の取得を目的として運営する組織で、従業員持株会以外のものをいう。

#### ③ 役員持株会

会社の役員（当該会社の子会社等の役員を含む。以下同じ。）が、当該会社の株式の取得を目的として運営する組織をいう。

#### ④ 取引先持株会

会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者をいう。）が当該会社の株式の取得を目的として運営する組織をいう。

#### ・実施会社

① 「従業員持株会」、「役員持株会」及び「取引先持株会」においては、

その取得の目的とする対象の株式を発行する会社をいう。

② 「拡大従業員持株会」においては、会員である従業員が所属する当該非上場会社をいう。

・子会社等

ある会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第6条第3項各号に掲げる当該他の会社をいう。）をいう。

・役員

取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）をいう。

・取得対象株式

持株会が取得の目的とする対象の株式をいう。

・会員

持株会に加入している従業員、役員又は会社の取引関係者をいう。

・理事長

持株会の会員のうち、持株会を代表し、持株会が定める業務を執行する者をいう。

・事務局

持株会の運営に係る配分計算事務、会員からの諸届出受付事務、会員への諸連絡事務、金融商品取引業者及び退会者等への金銭及び株式の送金・交付事務、金融商品取引業者との売買約定連絡・確認事務並びにこれらに付随する事務を代行する機関をいう。

・拠出金

会員が株式を取得するため、持株会に拠出する金銭をいう。

・奨励金

持株会を通じた株式取得に際し、実施会社又は実施会社の子会社等が会

員に付与する金銭をいう。

- (注) 金融商品取引業者が事務の取扱いを行う従業員持株制度には、
- ① 持株会が行う持株制度に参加する従業員は、全員がその会員となる「全員組合員方式（間接投資型）」
  - ② 数名の従業員が会員として持株会を組織し、同会が行う持株制度に参加する従業員は、その参加者となる「少数組合員方式（直接投資型）」の二つの管理運営方式がある。
- 両方式では、法的構成、使用する用語が異なるが、その取扱いにおいて実質的な差はない。このため、本ガイドラインの用語はすべて全員組合員方式で統一することとする。

#### 具体例

全員組合員方式	少数組合員方式
規 約	規約・約款
入会・退会	参加・脱退
会 員	会員・参加者
拠 出 金	積 立 金
出 資	積 立

## 第2章 従業員持株会

従業員持株会については、次の規定を適用するものとする。

### 1. 目的

従業員持株会は、実施会社及び実施会社の子会社等の従業員による取得対象株式の取得、保有の促進により、従業員の福利厚生増進及び経営への参加意識の向上を図ることを目的とする。

### 2. 設立

#### (1) 設立

従業員持株会の設立に当たっては、それぞれ次の書類を作成するものとする。

- ① 「全員組合員方式（間接投資型）」の場合  
「従業員持株会設立契約書」及び「従業員持株会規約」（別途「従業員持株会運営細則」を定める場合はこれを含む。）
- ② 「少数組合員方式（直接投資型）」の場合  
「従業員持株会結成契約証書」、「従業員持株会規約」及び「従業員持株制度約款」

#### (2) 組織

- ① 従業員持株会は、従業員が、実施会社の株式を取得することを主たる目的とする、民法第667条第1項に基づく組合とするものとする。
- ② 従業員持株会規約（以下「規約」という。）には、次の規定を設けるものとする。
  - イ 従業員持株会の会員が、株式の取得等のために同会に拠出する金銭は、会員の同会に対する出資であること。
  - ロ 理事長に管理信託された株式に係る配当金による株式の取得は、各会員の同会に対する拠出金による取得であること。
  - ハ 少数組合員方式による従業員持株制度においては、株式取得資金、理事長に管理信託された株式に係る配当金は、個々の従業員の所有に帰するものであること。
- ③ 従業員持株会は、実施会社1社につき、1組織とする。
- ④ 理事長は、規約の内容を会員に周知させるものとする。

### 3. 取得対象株式

従業員持株会の取得対象株式は、実施会社が発行する株式のうち、規約に

定めた株式とする。ただし、2種類以上の株式の取得はできないものとする。

#### 4. 会員の範囲

従業員持株会の会員は、実施会社及び実施会社の子会社等の従業員に限るものとする。

なお、執行役員制度を導入している会社において、取締役又は執行役を兼任していない執行役員については、規約の定めにより、会員資格を認めることができるものとする。

#### 5. 入会

従業員持株会への入会は、規約の定めにより、随時又は一定の期間を設けて受け付けることができるものとする。ただし、上場株式及び金融商品取引法第67条の18第4号に定める取扱有価証券を取得対象株式とする従業員持株会への入会の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 入会を希望する従業員が入会時において、実施会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、入会できないものとする。
- ② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において、①により入会できなかった従業員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に入会できるものとする。
- ③ 理事長は、入会を希望する従業員の実施会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

#### 6. 拠出金等

(1) 拠出金は、その拠出方法により、定時拠出金と臨時拠出金とに区分するものとする。

##### ① 定時拠出金

定時拠出金は、規約の定めにより、会員があらかじめ申し込んだ金額を給与及び賞与から天引きの方法により拠出するものをいう。

##### ② 臨時拠出金

臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に会員の申し出により臨時に拠出するものをいう。

イ 退会の場合

ロ 一時的に定時拠出金に追加する場合

ハ 公募増資及び売出しが行われる場合

ニ 株主割当による有償増資が行われる場合

- ホ 第三者割当増資の割当てを受ける場合
- へ 非上場株式を取得対象株式とする従業員持株会が他の株主から購入する場合

### ③ 拠出金の限度額

定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき100万円未満とする。ただし、②イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、100万円未満とする。また、②ロの場合については、定時拠出金との合計額が100万円未満とする。

- (2) 拠出金については、その管理に関する取扱いを定めるものとする。

## 7. 拠出金額の変更

定時拠出金額の変更は、規約の定めにより、随時又は一定の期間を設けて、受け付けることができるものとする。ただし、上場株式及び金融商品取引法第67条の18第4号に定める取扱有価証券を取得対象株式とする従業員持株会における定時拠出金額の変更については、次のとおりとする。

- ① 定時拠出金額の変更を希望する会員が当該変更時において、実施会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、変更できないものとする。
- ② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において、①により定時拠出金額の変更を行えなかった会員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に変更を行えるものとする。
- ③ 理事長は、定時拠出金額の変更を希望する会員の実施会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

## 8. 拠出の休止・再開

### (1) 休止

会員は、事故・病気等やむを得ない事情がある場合で、かつ再開の見込みがある場合には、理事長に申し出て、拠出を休止することができるものとする。

### (2) 再開

拠出を休止した会員は、休止の事由が消滅したときは、理事長に申し出て、拠出を再開することができるものとする。

## 9. 奨励金

### (1) 奨励金の付与

実施会社は、会員に対し、福利厚生制度の一環として取り扱われる範囲内において、定時拠出金に関して一定比率を乗じた額又は一定額の奨励金を付与することができるものとする。

(2) 子会社等における取扱い

会員が、実施会社の子会社等の従業員である場合には、当該会員に対する奨励金の付与は、当該会員の属する会社が行うものとする。

## 10. 事務委託料

実施会社及び実施会社の子会社等は、従業員持株会が支払うべき事務委託料を負担することができるものとする。

## 11. 取得方法

株式の取得に当たっては、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うものとし、理事長や事務局等の裁量により行われることのないようにするものとする。

(1) 取得対象株式が上場株式である場合

定時拠出金及び一時的に定時拠出金に追加する場合の臨時拠出金による買付けは、原則として規約によりあらかじめ定めた日に行うものとする。ただし、あらかじめ定めた日に行う買付けが困難となり、その状況が継続している場合には、規約を変更し、連続した複数日による買付けが行えるものとする。この場合、買付金額の分割割合は各買付日において等分とし、あらかじめ規約に定めるものとする。

(2) 取得対象株式が非上場株式である場合

買付けは、株式の供給が行われた都度これを行うものとする。ただし、金融商品取引法第67条の18第4号に定める取扱有価証券が取得対象株式である場合は、規約の定めにより、上記(1)に準じた買付けを行うことができるものとする。

## 12. 取得株式の管理等

従業員持株会が取得した株式は、理事長名義とし、会員を共同委託者、理事長を受託者とする管理信託財産として保管するものとする。規約には、次の規定を設けるものとする。

- ① 理事長は、株主総会招集通知の内容を会員に周知させること。
- ② 株主総会における議決権は、理事長が行使するが、各会員は総会ごとに理事長に対して特別の行使（不統一行使）をする旨の指示ができるこ

と。

- ③ 会員の持分が売買単位相当に達し、当該会員の申し出があった場合、事務を委託している金融商品取引業者を通じ、当該会員名義への書換え又は実質株主登録を行うこと。

なお、取得対象株式が非上場株式である場合は、会員名義への書換えを制限する旨定めることができるものとする。この場合、過度な制限にならないよう配慮することが必要である。

### 13. 配当金の取扱い

配当金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拋出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理するものとする。また、現物配当が行われる場合の取扱いを、規約に定めることができる。

### 14. 現物組入れの制限

- (1) 会員が既に有している取得対象株式について、従業員持株会はその組入れを行わないものとする。ただし、非上場株式を取得対象株式とする従業員持株会を組織するに当たり、合理的な取得価額を証明することができる株式を組入れる場合には、この限りでない。
- (2) 上記(1)本文の規定にかかわらず、従業員持株会（以下「受入側持株会」という。）は、次の全てを満たす限りにおいて、他の持株会（以下「拋出側持株会」という。）の会員の所有持分の移管を受け付けることができる。
- イ 当該会員が、出向、転籍又は企業再編等を事由として受入側持株会に入会する資格を得ていること。
  - ロ 当該会員の所有持分が、受入側持株会の取得対象株式に係るものであること。
  - ハ 当該会員が移管に同意していること。
  - ニ 双方の持株会の事務の取扱いを同一の金融商品取引業者が行うことにより、移管する持分に関する取得価額の証明が可能であること。
  - ホ 移管する持分の数量等が、上記ニの金融商品取引業者において取扱えるものであること。

### 15. 退会（再入会の制限）

会員は、会員資格を喪失したとき、退会するものとする。また、会員は、理事長に申し出ることにより、何時でも退会することができるものとする。ただし、一旦退会した者は、原則として再入会することができないものとする。

る。

## 16. 退会処理

会員の退会時における株式持分の処理は、次に定める方法により行うものとする。

### (1) 取得対象株式が上場株式である場合

- ① 売買単位相当の持分については、事務を委託している金融商品取引業者を通じ、当該退会者名義への書換え又は実質株主登録を行うものとする。
- ② 売買単位相当に満たない持分については、退会者の申し出により、次のいずれかを選択できるものとする。
  - イ 時価で売却し、現金で精算する方法
  - ロ 売買単位相当に達する金額の臨時拋出により、売買単位相当の当該持分について、当該退会者名義に書換えて当該退会者に引き渡す又は実質株主登録を行う方法
  - ハ 取得対象株式が、当該退会者の契約する金融商品取引業者の累積投資業務の対象となっている場合においては、当該金融商品取引業者における当該退会者の株式累積投資口座に当該持分を移管する方法、この場合、整数に満たない持分については、上記イの処理を行うことができるものとする。

なお、上記の持分の処理は、月1回、規約に定めた買付日（買付日が複数日の場合は初日）に行うものとする。

### (2) 取得対象株式が非上場株式である場合

売買単位相当又は売買単位相当未満にかかわらず従業員持株会が買い取ることができる旨又は会員名義への書換えを制限する旨規約に定めることができるものとする。この場合、過度な譲渡制限にならないよう配慮することが必要である。ただし、金融商品取引法第67条の18第4号に定める取扱有価証券が取得対象株式である場合は、規約の定めにより、上記(1)に準じた取扱いとすることができる。

## 17. 一人株主

従業員持株会が一人株主として認められるためには、次の要件を充たす必要がある。

- ① 取得株式は理事長名義とすること。
- ② 議決権は理事長が行使すること（不統一行使を妨げない。）。

- ③ 配当金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拠出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理すること。

#### 18. 規約の変更

規約の変更を行う場合には、当該変更部分について、あらかじめ会員への説明を行ったうえで、同意の手続きを行うものとする。

### 第3章 拡大従業員持株会に関する特則

拡大従業員持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。

#### 1. 設立

##### (1) 設立

実施会社は、非上場会社に限るものとする。

なお、実施会社が株式を上場した場合には、拡大従業員持株会は速やかに解散手続きに入るものとする。

##### (2) 複数の銘柄

2以上の銘柄の株式を取得対象株式とする場合には、当該銘柄ごとにそれぞれ拡大従業員持株会を組織するものとし、一の持株会で複数の銘柄の株式を取得することは認められないものとする。

#### 2. 取得対象株式

##### (1) 取得対象株式

取得対象株式は、実施会社を子会社等とする、又はこれに準じた関係を有する上場会社の発行する株式で、会員が当該上場会社の財務状況、株価の変動等からみて財産形成に資するものとして選定したものに限定するものとする。

子会社等に準じた関係の有無は、次に掲げる資本的関係、経常的な取引関係及び人的関係等を勘案して判断するものとする（下記(2)において同じ。）。

- ① 資本的関係とは、取得対象株式の発行会社が実施会社の株式を所有している関係をいう。ただし、原則として、取得対象株式の発行会社が実施会社の総株主の議決権の25%以上を直接所有していれば、子会社等に準じた関係があるものと判断される。
- ② 取引関係とは、実施会社と取得対象株式の発行会社との間における売上・仕入の関係をいう。ただし、原則として、実施会社の売上・仕入のいずれかに占める取得対象株式の発行会社のシェアが、直近3事業年度において、継続して50%以上であれば、子会社等に準じた関係があるものと判断される。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、取得対象株式の発行会社の役員が実施会社の役員を兼務しているかどうか、実施会社の設立の沿革、実施会社

の事業内容、取得対象株式の発行会社の事業内容との関係、社員の交流関係等を考慮するものとする。

(2) 外国株式

実施会社を子会社等とし、又はこれに準じた関係を有する海外の会社の株式を取得対象株式とする場合には、当該株式が日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」第12条第1項第1号に掲げるものであることとする。

**3. 会員の範囲**

拡大従業員持株会の会員は、原則として、実施会社の従業員に限るものとする。なお、執行役員制度を導入している会社において、取締役又は執行役を兼任していない執行役員については、規約の定めにより、会員資格を認めることができるものとする。

**4. グループ従業員持株会**

同一銘柄の株式を取得対象株式とする拡大従業員持株会を設立することができる2以上の会社の従業員は、共同して一の拡大従業員持株会（「グループ従業員持株会」という。）を設立することができるものとする。

## 第4章 役員持株会に関する特則

役員持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。

### 1. 目的

役員持株会は、役員による実施会社の株式の取得を容易ならしめることを目的とする。

### 2. 設立

(1) 役員持株会は、従業員持株会とは別組織として設立するものとする。

(2) 複数の持株会への加入

会員は、他の役員持株会の加入要件を満たせば、当該他の役員持株会へ加入することができる。

### 3. 会員の範囲

役員持株会の会員は、実施会社及び実施会社の子会社等の役員とする。

### 4. 入会

役員持株会への入会は、規約の定めにより、年1回一定の期間を設けて受け付けることができるものとする。なお、新任役員は、規約の定めにより、役員就任後直ちに入会することができるものとする。ただし、上場株式及び金融商品取引法第67条の18第4号に定める取扱有価証券を取得対象株式とする役員持株会への入会の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 入会を希望する役員が入会時において、実施会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、入会できないものとする。
- ② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において①により入会できなかった役員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に入会できるものとする。
- ③ 理事長は、入会を希望する役員の実施会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

### 5. 臨時拠出金

臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に限り拠出ができるものとする。ただし、①の場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度

額とし、100万円未満とする。

- ① 退任によって退会する場合
- ② 株主割当による有償増資が行われる場合
- ③ 第三者割当増資の割当てを受ける場合
- ④ 非上場株式を取得対象株式とする役員持株会が他の株主から購入する場合

## 6. 拠出金額の変更

定時拠出金額の変更は、規約の定めにより、年1回一定の期間を設けて、受け付けることができるものとする。ただし、上場株式及び金融商品取引法第67条の18第4項に定める取扱有価証券を取得対象株式とする役員持株会における定時拠出金額の変更については、次のとおりとする。

- ① 定時拠出金額の変更を希望する会員が当該変更時において、実施会社に係る未公表の重要事実を知得している場合には、変更できないものとする。
- ② あらかじめ規約に定めた一定の期間内において、①により定時拠出金額の変更を行えなかった会員については、規約の定めにより理事長の承諾を得て、当該期間以外の期間に変更を行えるものとする。
- ③ 理事長は、定時拠出金額の変更を希望する会員の実施会社に係る未公表の重要事実の知得について、厳正に審査するものとする。

## 7. 奨励金等の禁止

実施会社は、会員に対して奨励金及び事務委託料の経済的援助を与えてはならないものとする。

## 8. 実質持分の報告

役員持株会は、会員の持分が売買単位相当に達した場合には、実施会社に対し当該数量を報告するものとする。

## 第5章 取引先持株会に関する特則

取引先持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。

### 1. 目的

取引先持株会は、取引関係者による取得対象株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立

- (1) 取引先持株会については、実施会社との取引関係の種別や会員の所在地により、実施会社1社について複数組織することを妨げない。
- (2) 会員は、他の取引先持株会の加入要件を満たせば、当該他の取引先持株会へ加入することができる。

### 3. 会員の範囲

取引先持株会の会員は、実施会社の取引関係者（法人か個人かを問わない。）に限るものとする。

### 4. 優越的な地位の濫用の防止等

- (1) 実施会社は、取引先持株会への入会の有無又は、拠出金額の多寡等（以下、併せて「取引先持株会に係る事項」という。）によって取引関係において差別的な取扱いを行い又は、通常条件と異なる不公正な条件を用いてはならない。
- (2) 実施会社は取引関係者に対し、取引先持株会に係る事項が取引関係に影響を与えるものでない旨を周知するものとする。
- (3) 実施会社は、原則として取引先持株会が取得した株式及びその会員の持分について、質権、譲渡担保権その他これらに類する権利を取得してはならない。
- (4) 実施会社は、取引先持株会への入会を条件とする信用の供与又はその代理若しくは媒介を行ってはならない。

### 5. 拠出金等

- (1) 定時拠出金  
定時拠出金は、規約の定めにより、会員があらかじめ申し込んだ金額を

定期的に拠出することとする。

(2) 臨時拠出金

臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に限り拠出できるものとする。

イ 退会の場合

ロ 株主割当による有償増資が行われる場合

(3) 拠出金の限度額

定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき100万円未満とする。ただし、(2)イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、100万円未満とする。

6. 奨励金等の禁止

実施会社は、会員に対し奨励金及び事務委託手数料等の経済的援助を与えてはならないものとする。

7. 議決権

実施会社（実施会社の子会社を含む。）に議決権の総数の25%以上を保有されている法人会員については、実施会社に対する議決権の行使が制限されることに留意するものとする。

8. 事務局

取引先持株会は、規約の定めにより、その事務を実施会社に委託できるものとする。

(注) 平 5. 1. 11 作成  
平 5. 11. 9 改正  
平 6. 1. 24 改正  
平 7. 4. 4 改正  
平 7. 12. 27 改正  
平 8. 4. 24 改正  
平 14. 6. 24 改正  
平 18. 10. 13 改正  
平 20. 6. 5 改正  
平 30. 5. 17 改正

## II 税務上の取扱い(参考)

### 1. 奨励金

奨励金は、会員の給与として課税される。この場合、毎月支給される奨励金であれば、毎月の給与に加算して源泉徴収を行い、年1回支給する奨励金であれば、賞与として源泉徴収を行うものとする。

### 2. 配当金

配当金は、株式の名義人である理事長あてに一括して支払われるが、実質的には各会員の有する株式の持分に応じて各会員に支払われるものなので、各会員個人に対する配当所得として課税される。また、持株会会員分の配当金についても自己名義分の配当金と合算の上、配当控除の制度を利用できる。

#### (1) 株式の配当金の受領者の告知及び本人確認

① 理事長は、当該株式の配当金の支払確定日（支払開始日）までに、その都度、会員から氏名、住所及び個人番号の告知を受けるとともに、本人確認書類の提示を受け、当該本人確認書類により本人確認を行う。

② 会員が株式を購入する際、理事長に氏名、住所及び個人番号の告知及び本人確認を行った場合には、①の都度の告知は不要となる。

#### (2) 信託の計算書の作成及び提出

理事長は、信託の受託者として株式の配当金を受ける会員（非上場株式の配当金の場合には、一定の額（平成28年現在では年間3万円）を超えた会員に限る。）について、「信託の計算書」を作成し、所轄税務署に提出する。

#### (3) 「上場株式配当等の支払に関する通知書」の作成及び交付

理事長は、株式の配当金の支払確定日（支払開始日）から45日以内（その年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、支払確定日（支払開始日）の属する年の翌年2月15日まで）に、会員に対し「上場株式配当等の支払に関する通知書」（当該会員の個人番号は記載しない。）の交付を行う。

### 3. 譲渡益

株式の譲渡益については、申告分離課税が適用される。

なお、会員が持株会から株式を引き出した場合には、課税関係は生じないこととなる。

#### (1) 株式の譲渡の対価の受領者の告知及び本人確認

株式の譲渡の対価の受領者の告知については、理事長が、当該株式の譲

渡の対価の支払を受けるべき時まで、会員から氏名、住所及び個人番号の告知を受けるとともに、本人確認書類の提示を受け、当該本人確認書類により本人確認を行う。

(2) 「株式等の譲渡の対価の支払調書」の作成及び提出

① 「株式等の譲渡の対価の支払調書」は、取扱金融商品取引業者が作成し、当該金融商品取引業者の所轄税務署に提出するものとする。

② 「株式等の譲渡の対価の支払調書」における「支払又は交付を受ける者」の欄には、次の要領で記載する。

「氏名又は名称」：持株会名称（理事長の氏名を含む）

「住所（居所）又は所在地」：活動実態のある所在地

「個人番号又は法人番号」：理事長の個人番号

(3) 「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」の作成及び提出

① 名義人である理事長が「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を作成し、会員が株式の対価の支払を受けた日の属する年の翌年1月31日まで（同一の者に対する一回の支払ごと作成する場合には、その支払を受けた日の属する月の翌月末日まで）に、所轄税務署に提出する。

② 支払調書合計表は持株会分を別途作成し、支払調書に添付して提出する。

#### 4. その他

理事長は、取扱金融商品取引業者に取引口座の開設を行う場合には、当該取扱金融商品取引業者に対し、自らの氏名、住所及び個人番号の告知を行うとともに、本人確認書類の提示を行う必要がある。

以 上

## 資料 1

日証協(企)56第38号  
昭和56年5月28日

大蔵省  
証券局長 吉本 宏 殿

社団法人 日本証券業協会  
会長 北 裏 喜一郎

### 従業員持株制度の整備、拡充について

従業員持株制度は、今日上場会社の約8割が採用するに至っており、勤労者の財産形成の促進等に大きく寄与しております。しかしながら、非上場会社においては、現在従業員持株会の買付対象株式が自社株式に限られており、自社株式を買付対象株式とした場合その市場性等において難点があるところから、未だ上場会社におけるほどの普及をみておりません。

このような現状にかんがみますと、従業員持株制度を通じ個人株主層の裾野を広くし個人株主の育成に資する見地からも、同制度を非上場会社に広く普及させることが必要と考えられます。

つきましては、従業員持株制度について、その法的構成について所要の整備を図った上で、従業員持株会の買付対象株式を自社株式以外にも拡大することといたしたく、下記事項につき御照会申し上げます。

### 記

#### 1. 従業員持株制度の法的構成の整備について

「従業員持株会設立契約書」、「従業員持株会規約」等従業員持株会の設立を証する書面における所要の箇所を次のように修正する等従業員持株会を民法第667条第1項の規定に基づく組合として明確に位置づけること等により、同制度が証券投資信託法第3条に抵触するおそれはなくなるものと考えてどうか。

- (1) 従業員持株会の会員従業員が株式の購入等のために同会に拠出する金銭(いわゆる「拠出金」、「奨励金」、「臨時拠出金」等)は、会員従業員の同会に対する出資であることを明確に規定する。
- (2) 従業員持株会理事長等に管理信託された株式に係る配当金及び中間配当金を株式の購入に充てる場合においては、当該配当金及び中間配当金は、各会員従業員か

ら従業員持株会に出資される旨を明確に規定する。

- (3) 「従業員持株制度約款」(従業員持株会と従業員との個別契約)の締結による方式の従業員持株制度については、株式買付資金、信託株式に係る配当金等は個々の従業員の所有に帰する旨を明確に規定する。

## 2. 従業員持株会の買付対象株式の範囲の拡大について

上記1のように従業員持株制度の整備を図った上で、従業員持株会の買付対象株式の範囲を次のように拡大して差し支えないか。

- (1) 自社株式
- (2) 親会社等人的・資本的関係のある会社、経常的な取引関係にある会社の株式のうち、従業員持株会が選定した株式

以 上

蔵証第679号  
昭和56年6月1日

日本証券業協会  
会長 北 裏 喜一郎 殿

大蔵省証券局長  
吉 本 宏

#### 従業員持株制度の整備、拡大について

昭和56年5月28日付をもって照会のあった標記の件については、次のとおり取り扱うこととしたから御了知の上貴協会会員に周知徹底されたい。

#### 記

1. 従業員持株制度の法的構成の整備について  
貴見のとおり。
2. 従業員持株会の買付対象株式の範囲の拡大について  
次の事項の遵守を条件として、貴意のとおり取り扱って差し支えない。
  - (1) 2以上の銘柄の株式を買付対象株式とするときは、当該銘柄ごとにそれぞれ従業員持株会を設立すること。
  - (2) 自社株式以外の株式を従業員持株会の買付対象株式とするときは、上場株式に限ることとし、かつ、当該株式の発行会社の財務状況、株価の変動から見て従業員の財産形成に資するものであること。
3. 従業員持株制度運用上の留意事項  
従業員持株制度の運用に当たっては、従業員持株制度の趣旨に沿い、その健全性及び安全性の確保を図るとともに、従業員の意志が十分に反映されるよう留意すること。

以 上

## 資 料 2

昭和46年6月4日

大 蔵 省  
証券局長 志 場 喜徳郎 殿

日本証券業協会連合会  
会 長 瀬 川 美能留

### 「従業員持株制度」に関する取扱いについて

従業員持株制度は勤労者の財産形成の促進とともに自社の株式を保有させることによる経営への参加意識の高揚をねらいとして近年各企業で実施をみております。

この制度につきましては、証券会社はその事務を取扱っておりますので、その運用にあたって、法令違反の生じないよう下記事項につきご照会申し上げます。

なお、ご回答につきましては、従業員持株制度または証券投資信託法と関連のある信託協会および証券投資信託協会等にも同時に周知徹底をおはかりいただきたくお願い申し上げます。

### 記

#### 3. 「従業員持株会」の会員の範囲について

従業員持株会の会員は、当該会社の従業員に限ることを原則としておりますが、それ以外に資本関係等で密接なつながりをもつ会社の従業員を会員に含む場合、その範囲をどうするか。

#### 2. 「従業員持株会」が取得する有価証券の範囲について

従業員持株会は当該会社の株式のみを取得しておりますが、当該会社発行の社債等他の有価証券を併せ取得することは差支えないか。

以 上

蔵証第1471号  
昭和46年6月10日

日本証券業協会連合会  
会長 瀬川 美能留 殿

大蔵省証券局長  
志場 喜徳郎

### 従業員持株制度に関する証券投資信託法上の取扱いについて

昭和46年6月4日付をもって照会のあった標記の件については、次のとおり取扱うこととしたから御了知のうえ、貴協会会員に周知徹底されたい。

#### 記

#### 1. 「従業員持株会」の会員となる従業員の範囲について

従業員持株会の会員となる従業員は、当該会社の従業員及び当該会社の子会社の従業員で当局が当該会社の従業員に準ずるものと認めるものに限られること。

(主旨)

現在行われている従業員持株制度の仕組みは、その会員となる範囲を拡大すると証券投資信託法第3条の趣旨にてらし法令違反の疑義が生ずるので、持株会の会員となる従業員の範囲は制限的に解する必要がある。

従って、その範囲は当該企業の従業員のほか資本関係、人的関係等からみて、実質的に当該企業の従業員と同様と認められるものに限るものとする。

#### 2. 「従業員持株会」が取得する有価証券の範囲について

従業員持株会の取得する有価証券は、自社株式（当該株式に割当てられた転換社債を含む。）に限られること。

(主旨)

従業員持株会の趣旨は、当該企業の従業員に自社株式を保有させることにより安定株主としての機能を期待するとともに、その福利増進をはかり、安定した雇用関係の確立に資することにあり、単に投資のみを目的とするものではない。従って、自社株式以外の有価証券を取得することは、従業員持株会の趣旨に沿わず、むしろ投資とし

ての運用を目的とするものと考えられ、証券投資信託法第3条に抵触するおそれが生ずるので認められない。

なお、以上の趣旨から社債の保有を目的とする同様の制度（例えばいわゆる社債保有会）は、好ましくないので認められない。

以 上

## 資料 3

抜 粋

蔵証第1002号  
平成4年7月20日

殿

大蔵省証券局長 小 川 是

### 企業内容等の開示に関する取扱通達について

企業内容等の開示に関する取扱通達

#### A 基本通達

法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）関係

5-10 従業員持株会への株式を譲渡する場合の取扱いに当たっては、おおむね次のような条件に合致している場合には、従業員持株会を1人株主として取扱うことができることに留意する。

- ① 株主名簿に「持株会」の名義で登録されていること。
- ② 議決権の行使は、「持株会」が行うこと。
- ③ 配当金を「持株会」でプールし運用するシステムをとっていること。

以 上

(大蔵省証券局作成資料)

4. 11. 12

### 従業員持株制度の運用の弾力化

個人投資家の長期的で安定的な株式投資を促進する観点から、従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用の弾力化を行う。

#### (1) 拠出金の弾力化

従業員は、拠出する金額を機動的に変更すること（具体的には、給与天引きによる拠出の口数の変更、給与天引きによらない臨時拠出による）ができる。退職時等の臨時拠出についても0.5単位の上限は撤廃する。

(注) 口数の変更、臨時拠出は、内部者取引規制の対象外とはならない。

#### (2) 入会時期の運用の弾力化

入会を随時受け付けることができる。

(注) 入会は、内部者取引規制の対象外とならない。

#### (3) 拡大従業員持株会の設立要件の緩和

—— 店頭登録株式を買い付ける拡大従業員持株会 ——

親会社等の株式を買い付ける場合（拡大従業員持株会）には、上場株式に限られてきたが、店頭登録銘柄を追加する。

#### (4) 買付日の弾力化

買い付けについて、規約等であらかじめ定めた方法（例えば、数日の前場と後場に均等額ずつ買い付ける）により、機械的に分割発注できる。

(5) 今回の通達改正は、上記(3)に関するものである。その他の項目については、証券業協会において現在作成作業中の従業員持株制度の運営に関するガイドラインに盛り込まれる。実施会社においては、ガイドラインの完成後、規約を改正して運営を弾力化できることとなる。

(以 上)